

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2023. 10. 4***☆

60 歳からの人生を準備するための
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

生命保険を知る

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第 565 号***☆

<目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員 (R)」牧野寿和のプロフィール

*:**

- ◆ 今週のテーマ

生命保険を知る

*:**

家計支出を減少させるために、
効果があるのが、
現在加入中の保険を見直すことです。

なぜなら、保険に必要以上の保障を求めたり、
加入中の保険の内容を知らないままとか、
無駄な保険料を支払っていることもあるからです。

そこで、今回は、
生命保険の内容を知っていただこうと思います。

なお、今回のテーマの参考資料として、
生命保険文化センターの
「生命保険の種類（主契約・特約・その他）」

https://www.jili.or.jp/knows_learns/kind/index.html?id=mm454

を、参照にさせていただいてもいいでしょう。

お伝えする記事の内容は次のとおりです。

- ・主契約だけでも加入できる
- ・主契約で加入を考える保険
- ・特約で加入を考える保険
- ・団体保険・財形保険について
- ・保険は公的制度を補完する商品

主契約だけでも加入できる

冒頭でもお話いたしましたように、
今回の記事は、
生命保険文化センターの
「生命保険の種類（主契約・特約・その他）」
のサイトを参照しながら、
ご一読いただければ幸いです。

そこで、まず保険の主契約と特約について
みていきます。

Aさんは現在35歳の会社員です。33歳の妻と
10歳の子どもと3人で過ごしています。

万が一Aさんが亡くなったら、
自身の葬式費用などの「整理資金」500万円を
死亡保険金として妻や子どもといった
相続人に渡したいとします。

この場合は、死亡保険金が支給される、
死亡保障の契約だけの保険に、
加入すればいいのです。

この保険の契約が主契約と言います。

しかし、Aさんが亡くなっても、
Aさんの子どもの大学の学費までの保障
（「遺族保障」）が必要なときは、

上記の主契約の死亡保険に加えて、

Aさんの子どもが大学を卒業するまでの
学費分の死亡保険金を、
上乘せする保険に加入するとします。

この分が特約の保険です。

特約の保険は、
Aさんが入院した時などの
「医療保障」のために、
加入することもあります。

つまり、主契約の保障を厚くするために
特約の保険に加入するのです。

従って、主契約だけでも保険に加入できるのです。

もし、加入しようとした保険が、
特約とセットでないと加入できないなら、
他の保険会社の主契約だけ加入できる
保険商品を探して
加入すればいいのです。

主契約で加入を考える保険

Aさんが整理資金として、
自身が亡くなった時の保険金が支給される
死亡保険を探すとします。

Aさんは保険の種類として
「終身保険」の中から探すことにしました。

ただ、単に終身の死亡保険と言っても、

- ・ 保険料の払込期間は、「終身払」か60歳とか65歳までといった「有期払」か
- ・ どんな時に保険金が支払われるのか
- ・ 掛捨てか配当金が受取るのか
- ・ いつまで保障されるのか
- ・ 受け取れる保険金はいくらか
- ・ 解約返戻金の受取る時期と金額は

といった「終身保険」の内容を、

2,3社以上の同様な保険商品と比較して、加入する保険を選びます。

ここでうまく保険商品を選ぶことができれば、無駄に保険料を支払うことも、

後に家計支出を減らすため、保険の見直しをする負担もありません。

特約で加入を考える保険

そしてAさんが「終身保険」を契約して、その上に「遺族保障」や「医療保障」のために、特約も保険に加入することもあります。

保障の内容もさまざまですが、加入すればその分の保険料は、家計から支出させます。

従って、本当に加入しなくてはならない保険か、その見極めが必要です。

また、例えばAさんが、死亡保険に加入して、そこに「医療保障」の特約に加入しようとした場合、

たとえば、他社の「医療保険」に、主契約で加入しても、同じような保障の内容だったり、

「終身保険」に「医療特約」をつけるのと、「終身保険」と「医療保険」ともに主契約で加入したときに、

保険料の違いを比較することも大切です。

団体保険・財形保険について

また、サラリーマンの方などは、職場で「団体〇〇保険」に加入していることもあります。

主に、医療保険や死亡保険ですが、その保険会社が通常に販売している保険商品と保障の内容は同じでも保険料がお値打ちになっている場合があります。

このような団体保険商品では、退職後もその保険の保障が必要な時のために、

保険の保障期間と年齢別の保険料の支払金額を、確認しておいた方がいいでしょう。

なお、上記とは保険の性質は違いますが、

住宅ローンの契約をしたことのある方は、
ご存じだと思います。

「団体信用生命保険（団信）」は、
団体定期保険のうちのひとつです。

保険は公的制度を補完する商品

このようにお話をするとなかには、
主契約や特約の意味は分かって、

どの保険に加入して、
いくら保険金が支給される保険に
加入したらいいのか、
わからない？

と言われることがあります。

この記事で、
ここまでお話してきた保険の内容は、
すべて、
民間の保険に加入したとした場合のことです。

私たちは、年金や健康保険といった、
社会保険料を納付しています。

従って、万が一 A さんは亡くなっても、
会社員の A さんの場合は、

子どもが高校を卒業する 3 月まで、
子どもいる配偶者または子は、
「遺族基礎年金」を受給できます。

また妻は、働き方によって変わりますが、
少なくとも本人が 65 歳になるまで、

または生涯「遺族厚生年金」などの、
受給ができます。

これらの公的な保障の不足分を
民間の保険に加入して補完するのです。

この観点から保険商品を選べば、
加入する保険を選ぶ一助にもなるでしょう。

つまり、民間の保険には

限られた期間加入することや
まったく加入しない選択をしてもいいのです。

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

◆ 今週のポイント

::*:*:*:*:*:*:*:*:*

保険に加入することで、

どのくらい家計の助けになるのか？

保険を知ることは、

家計を運営するためにも

大切なことです！

::*:*:*:*:*:*:*:*:

◆ 編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:

最近あまり聞かなくなりましたが、

「お守り代わりに保険に加入する」

確かに、こころの安心はえられるかもしれません！

しかしそのための費用（保険料）は、

適切でしょうか！？

:

◆「人生の添乗員（R）」牧野寿和のプロフィール

:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー
創業 20 年目
1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。
業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々の
お金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、
初めてファイナンシャルプランナーの
存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。
これまでに、
延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を
主な業務とし、
相談者に、安心できる生活が送れるように、
丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）
協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士
（資産設計提案業務）

- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、
三重県、首都圏や関西にもリモートで
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、
他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

◆ 【人生の添乗員（R）】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは
こちらまでお願いいたします

E-MAIL：makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社

公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関するトラブル等について当方では
一切責任を負いかねます
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、
牧野寿和の登録商標です
